

ジュニア競技者と、その保護者のための

アントラージュプログラム 指導者(コーチ)編①-2

ファシリテーターズガイド

スポーツ庁委託事業 平成27年度コーチング・イノベーション推進事業 「アスリート・アントラージュ」の連携協力推進

指導者(コーチ)編① 【120分】

セミナー の ねらい

●指導哲学に基づく意思決定を体験する。

〈日程〉

50分

| 時間 | 活動内容 | 備考 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|
| 導入 5分 | 1.セミナーの概要を紹介し、参加者の興味・関心を高める。 ①セミナーのテーマを紹介する。 いくつかの危機的場面において、指導哲学に基づく意思決定とはどのようなものかを体験するという、セミナーのテーマとねらいを伝える。 ②「指導者(コーチ)の自己認識」を改めて確認する。 前回の研修内容のうち、特に、指導哲学②「あなたは理念に沿った指導をしていますか?」と、指導哲学④「あなたの毎日の行動は、その目的にふさわしいですか?」をふりかえるよう伝える。 | 【準備するもの】 ・時計 ・映像 ・ワークシート セミナーの始めに、日程を伝え、セミナーの見通しを立たせましょう。 必要に応じて加筆させることも有効でしょう。 | | | | |
| 展開 40分 | 2.反人道的行為、反社会的行為について理解する。 ①資料をもとに、説明をする。 ・ ワークシート ワークシートを配付し、P.4「反人道的行為」「反社会的行為」の説明をする。 どれも、あってはならない行為である。本人がやってはならないのはもちろん。他者が被害にあいそうな状況や、加害者になりかねない状況にも適切に対処する必要があるということをおさえる。 3.反人道的行為、反社会的行為について考えを深める。 ①個人ワーク、グループワークでの抽出事例検討と、他事例についての全体共有を行う。 ②ワーク① 指導者(コーチ)であるあなたは、どのように対応しますか? 【個人ワーク 5分】 ・ ワークシート 「パワーハラスメント」「セクシャルハラスメント」「ドーピング」「八百長」の4つのテーマから、考えを深めたいものを1つ、選ばせる。解説文と事例を読ませ、自分の考えに近いものを記号で選ばせる。また、なぜその選択肢を選んだのか、考えを①に記入させる。 【グループワーク 15分】 ・参加者を、選択したテーマごとに座席移動させ、グループをつくらせる。・グループで考えを共有させる。必要に応じて、ワークシートにメモさせる。 ※同じテーマを選択したグループが複数ある場合は、全体共有の前に、グループを合体させて同テーマグループ間の意見共有を行う。 【全体共有 15分】 ・グループごとに、代表者に発表させ、考えを共有する。必要に応じて、ワークシートにメモさせる。・指導者(コーチ)の反人道的行為、反社会的行為が及ぼす影響について説明する。 反人道的・反社会的行為は、アスリートの将来だけでなく、指導者の将来、その競技種目の将来も考らことになる。また、スポーツの商業的価値の高まりに伴い、さまざまな行為が他人事でなくなっているということをおさえる。 | フたし 人行、いって フ面 各が ワルモま あのと者う全い に 人行、いった | | | | |
| まとめ 5分 | 4.これから、よりよい指導者(コーチ)として力を発揮していこうという意欲を高める。 ①目指す指導者(コーチ)像をはっきりさせる。スポーツをわが国の文化にしていくため、スポーツの社会的価値を高めていくためには、その中心的な役割を担うアスリートの価値を、それを取り巻く関係者が連携協力しながら守っていく必要があるということを伝える。 | セミナーの最後には、 今後、自分のコーチン グがうまくいくように、 明るく終われるように しましょう。 | | | | |

【参考資料】

反人道的行為

■身体的・精神的暴力および言葉の暴力

身体的暴力とは殴る、蹴る、平手打ち、バットや竹刀でたたく、物を投げつけるなどの行為、および直接 身体に触れないとしても同様の行為により威圧することを指し、刑法によって定められています。 アスリートの人格や尊厳を否定するような発言はことばの暴力です。こうした発言や相手の存在を無視す るなどの態度によって、相手をコントロールしたり精神的に追い詰めるような状態になれば、そうした行動 は精神的暴力という意味合いを持ちます。

■性暴力およびセクシャルハラスメント

性暴力は、身体的暴力や脅迫を伴う、相手の望まない性的行為を指し、刑法や民法によって定められています。強姦・準強姦や強制わいせつ行為は言うまでもありませんが、権力を持つ者がアスリートに対してその権力を濫用することによって、あたかも相手が望んで受け入れているように見える事例(性的虐待)も報告されています。

また、セクシャルハラスメントは、相手が不快や不安を感じる性的な言動であり、それを拒否したり受け入れたりすることによって相手に利害が及ぶような言動を指します。セクシャルハラスメントの加害者は必ずしも男性で被害者は女性であるとは限りません。

■差別

年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの特徴を理由に、相手の扱いに差をつけたり相手を嘲笑・侮辱する、さらには集団から除外する、あるいは関わりを拒否する言動を意味します。

反社会的行為

■ドーピング及び禁止薬物の使用

ドーピングとは競技能力を増幅させる可能性がある手段(薬物あるいは方法)を不正に使用することであり、スポーツの基本理念であるフェアプレーに反する行為です。 覚せい剤や麻薬等の使用禁止は刑法によって定められています。

■八百長(勝敗の操作、買収)

八百長とは欺きや威力を用いて審判や選手を操作し、賭博の対象となっている試合の勝敗の行方を意図的に操作する詐欺です。フェアプレーに反する行為であるのはもちろんのこと、違法な賭博組織や反社会的勢力への加担禁止は刑法や民法によって定められています。

■違法賭博

違法賭博とは法的に認められていない賭博行為のことです。賭博の常習や賭博の開帳を禁止すること は刑法によって定められています。

■権限の乱用

スポーツ指導者が持つ権限を背景に、便宜供与や物品提供の強要、受領をすることは、反社会的行為といえます。

出典:スポーツ指導者のための倫理ガイドライン、公益財団法人日本体育協会